

宍粟市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
24	41,795	22,723,726	700,627	4,093,946	18.0	17.6

※ 23年度と比較して、歳出額が抑制されたことにより人件費率が高くなっています

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	一般市(I-0)平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24	455	1,728,769	389,933	614,012	2,732,714	6,006	5,696

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は平成25年4月1日現在の給与実態調査による普通会計の人数です。
 3 市は、政令指定都市・中核市・特例市・一般市に区分され、一般市はさらに人口や産業構造(産業別就業人口の構成比)により16の類型に分類されます(宍粟市は一般市I-0のグループに属し、同じグループの団体を「類似団体」と呼びます)。

(3) 特記事項

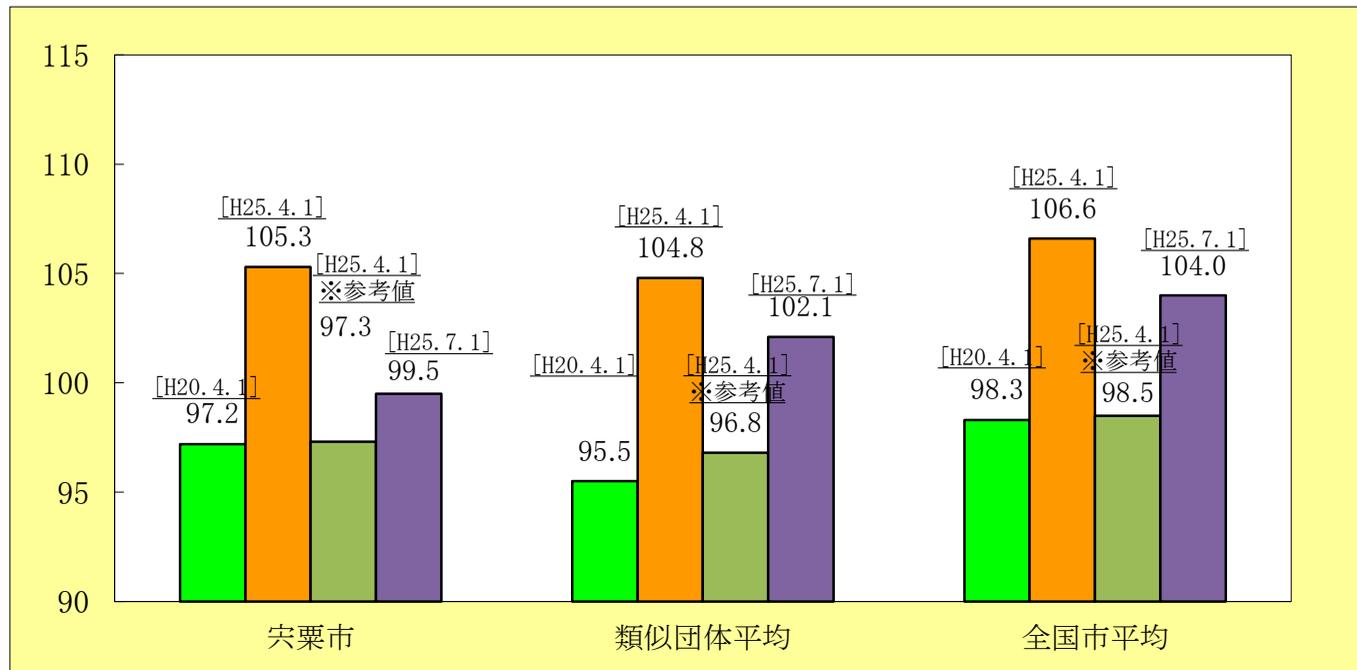
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由									
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日									
抑制済又は減額措置の内容										
(給料)	適用 給料表	行政職		医療職(Ⅱ)		医療職(Ⅲ)		技能労務職		特別職
	現在級	1~2	3~6	1~2	3~6	1~2	3~6	1~3	4~5	
	減額率 (%)	2.53	5.6	2.53	5.6	1.26	2.8	2.53	5.6	10.0
[ラスパイレース指数] 平成25年4月1日時点 105.3(参考値97.3) 平成25年7月1日減額後 99.5										
(手当)	期末手当	減額前の給料月額を基礎額として算出した額から3%減額								
	勤勉手当	減額前の給料月額を基礎額として算出した額から3%減額								
	管理職手当	月額から5%減額								
	時間外勤務手当	給料の減額に伴い単価を減額								
	休日勤務手当	給料の減額に伴い単価を減額								

※ ラスパイレース指数の「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の一般行政職(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度 24	円	円	円 (- %)	%	%	%
	-	-	(- %)	-	-	不実施

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度 24	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-	3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年金支給月数です。

※ 宍粟市では人事委員会を設置していないので、国の人事院勧告などを考慮し給与改定を行っております。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宍粟市	43.1 歳	330,705 円	411,122 円	373,234 円
兵庫県	44.2 歳	338,368 円	435,954 円	386,748 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	-	376,257 (405,463) 円
類似団体	43.3 歳	325,498 円	374,496 円	350,250 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(円) (A)	平均給与月額(円) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(円) (B)	
宍 粟 市	47.8	33	310,642	369,974	341,421	—	—	—	—
うち学校給食調理員・病院調理師	54.1	16	297,781	360,691	330,375	調理師	42.4	276,800	1.30
うち清掃職員	50.7	6	344,850	405,052	373,033	廃棄物処理従業員	44.6	290,600	1.39
うち看護補助員	40.2	4	262,300	311,935	290,100	—	—	—	—
兵 庫 県	52.1	623	332,135	399,381	364,202	—	—	—	—
国	49.9	3,272	272,119 (286,850)	—	309,534 (325,400)	—	—	—	—
類 似 団 体	49.7	21	304,468	326,175	315,565	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宍 粟 市	—	—	—
うち学校給食調理員・病院調理師	5,577,267 円	3,668,100 円	1.52
うち清掃職員	6,099,660 円	3,980,600 円	1.53

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21年～平成23年の3年平均)
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宍 粟 市	42.6 歳	306,626 円	355,623 円
兵 庫 県	42.7 歳	361,006 円	414,795 円
類似団体	41.6 歳	305,137 円	329,909 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		宍 粟 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,688 (178,800) 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	144,500 円	141,177 (144,500) 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職 (労務職)	高校卒	141,900 円	137,562 (140,800) 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	172,200 円	195,107 (199,700) 円	— 円
	短大卒	155,700 円	173,125 (177,200) 円	— 円

(注) 1 兵庫県欄における括弧書きは、独自カットによる減額措置がないとした場合の値を掲載しています。
 2 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	258,833 円	353,100 円	384,200 円	397,700 円
	高 校 卒	215,167 円	305,464 円	361,717 円	376,467 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	262,367 円	- 円	339,467 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	短 大 卒	208,775 円	- 円	378,150 円	390,433 円

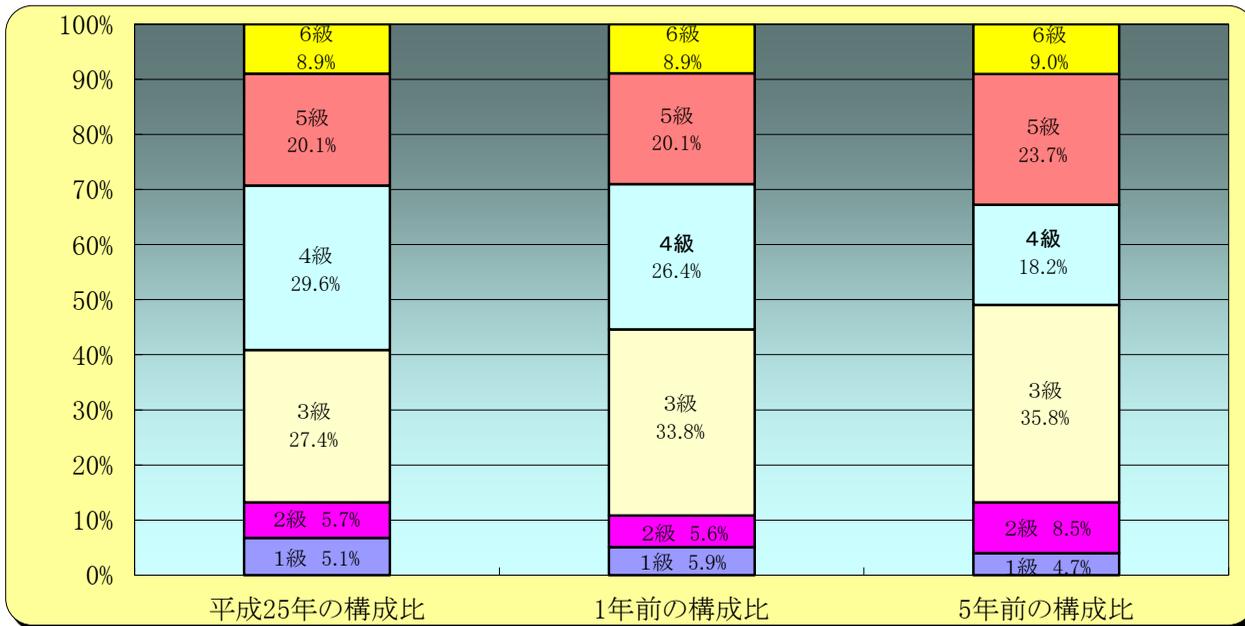
※ 該当職員が無い場合や、対象者が1人等の場合は表示していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	市民局長・会計管理者・部長・市民局副局長・次長	28 人	8.9 %	320,600 円	427,800 円
5 級	課長・事務長・所長・副課長・室長	63 人	20.1 %	289,200 円	405,800 円
4 級	係長・主幹	93 人	29.6 %	261,900 円	393,300 円
3 級	主査	86 人	27.4 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主事	20 人	6.4 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事	21 人	6.7 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 宍粟市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として勤務評定を実施しています(内容等については宍粟市勤務評定規則を参照)。昇級日(1月1日)前の1年間の勤務実績が良好と認められる場合は4号給昇給しますが、良好と認められない場合は、昇給しない場合も含め、市の基準により3号給以下の昇給となります。ただし、55歳を超える職員については、勤務実績が良好な場合でも昇給せず、特に良好な場合のみ1号給以上昇給することとなります。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,326 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,625 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20%(抑制後4~10%) 管理職加算:10~20%(抑制後5~10%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5~20% 管理職加算:10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として勤務評定を実施しています。
(内容等については宍粟市勤務評定規則を参照)
職員の勤務実績が良好と認められる場合は、0.675月分支給しており、良好と認められない場合は、市の基準により良好な場合の率より低い率により支給しています。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

宍 粟 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 50歳以上で勤続20年以上 2%~20%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を2%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置:2~20%加算		
1人当たり平均支給額	5,926 千円	25,162 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
宍 粟 市	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当

支給実績(24年度決算)			228,391 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			734,374 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)			42.8 %		
手当の種類(手当数)			22種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価	
感染症防疫業務従事職員手当	保健センター職員等	感染症患者等の救護等	0 千円	1日当たり400円	
危険又は困難業務従事職員手当	水道部等勤務職員	下水道マンホール等入孔・水道事業緊急出動	0 千円	1日当たり600円	
	市民局地域振興課等勤務職員	山地における特に危険又は困難な業務	50 千円		
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務	9 千円		
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	0 千円		
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	10 千円		
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	0 千円	1回当たり1,000円	
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	ごみ、し尿取扱業務従事職員	ごみ、し尿取扱業務	844 千円	1日当たり600円	
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	48 千円	1月当たり2,000円	
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	16,900 千円	1月当たり650,000円	
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療(往診)業務	187 千円	診療点数に10円を乗じた額の1/2	
火災等出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動(火災)	4,141 千円	1回当たり 機関員300円、その他200円	
救急出動手当	消防署に勤務する職員	緊急時の出動(救急)		1回当たり 機関員等510円、その他200円	
隔日勤務手当	消防署に勤務する職員で夜間に通信業務を行う職員	隔日勤務		1当務当たり440円	
公立宍粟総合病院の特殊勤務手当	放射線取扱手当	放射線技師	放射線の照射又は放射線が放射されている場所での作業	630 千円	1月当たり7,500円
	細菌検査手当	検査技師	感染症菌の細菌検査、培養の業務	36 千円	1日当たり150円
	医師職務手当	医師	医療業務に従事する医師	115,222 千円	給料月額105%以内
	医師特別技能手当	医師	医療業務に従事する医師	42,055 千円	1月当たり年数に1万円を乗じて得た額。ただし上限を20万円とする。
	遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業	342 千円	1回当たり1,000円
	遺体搬送業務手当	当該業務に従事した者	遺体の搬送業務に従事した運転手	0 千円	1回当たり1,000円
	年末年始勤務加算手当	医師ほか	医師 24時間勤務	323 千円	1日当たり40,000円
			医師 日直勤務		1回当たり16,000円
			医師 宿直勤務		1回当たり20,000円
			医師以外 宿直勤務		1回当たり3,000円
			医師以外 日直勤務		1回当たり3,000円
	年末年始勤務手当	看護師、准看護師、看護補助員及び調理員	年末年始に勤務	1,441 千円	1日当たり4,500円
	夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	深夜における勤務時間が4時間以上	26,915 千円	1回当たり3,300円
			2時間以上4時間未満		1回当たり2,900円
			2時間未満		1回当たり2,000円
	緊急出動手当	当該業務に従事した者	緊急呼出を受け業務に従事した職員	2,067 千円	深夜 1回当たり2,000円
			深夜以外		1回当たり1,500円
	待機手当	医師	休日又は時間外に待機を命じられた医師	2,840 千円	1当務当たり8,000円
	緊急診療従事手当	医師	休日又は時間外に緊急に1時間以上の医療業務に従事	12,673 千円	深夜 1回当たり4,600円
深夜以外					1回当たり3,800円
研究手当	医師	薬剤の効用等経過に関する研究等	0 千円	治験契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額	
出張診療手当	医師	診療所等に出張診療を命じられた医師	607 千円	1回当たり25,000円	
検診及び指導手当	医師及び技師の職にある者	各種検診、指導業務等に従事した医師及び技師		検診、指導業務等契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額	

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24 年度 決算)	238,388 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (24 年度 決算)	438 千円
支給実績 (23 年度 決算)	273,893 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (23 年度 決算)	486 千円

(6) その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:13,000円 (2)扶養親族:6,500円 ※配偶者がいない場合 ・・・1人目:11,000円 ※16歳～23歳未満の扶養親族には5,000円加算	同	—	86,883 千円	237,386 円 【支給者】 366人/739人
住居手当	12,000円以上の家賃を払っている場合:家賃に応じ27,000円を上限に支給。 ※H24は持ち家に関する手当あり(1,600円/月)	同	-	25,590 千円	78,017 円 【支給者】 328人/739人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費	同	—	114,197 千円	168,184 円 【支給者】 679人/739人
	●自家用車等利用	(宍粟市)	(国)		
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35,000円～36,600円	21,800円		
	50km～55km未満	37,000円～38,600円	22,700円		
55km～60km未満	39,000円～40,600円	23,600円			
60km以上	400円/km加算	24,500円			
管理職手当	市民局長:67,900円 部長級:65,900円 次長級:56,100円 課長級:52,000円 副課長級:40,000円 副所長 副園長級:30,000円	異	職務区分、支給額とも相違	107,943 千円	589,850 円 【支給者】 183人/739人

5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	市 長	880,000 円	()	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	712,000 円	()	1,010,000 円/	389,500 円	
	議 長	448,000 円	()	800,000 円/	526,500 円	
	副議長	370,000 円	()	500,000 円/	274,000 円	
	議員	346,000 円	()	450,000 円/	234,000 円	
				420,000 円/	220,000 円	
期 末 手 当	市長・副市長	(24年度支給割合)				
		3.85 月分				
退 職 手 当	議 員	(24年度支給割合)				
		3.80 月分				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料月額×在職月数×41/100	17,318,400円	任期ごと		
	備 考	給料月額×在職月数×25/100	8,544,000円	任期ごと		

- (注) 1 給料及び報酬に減額措置がある場合、()内は減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

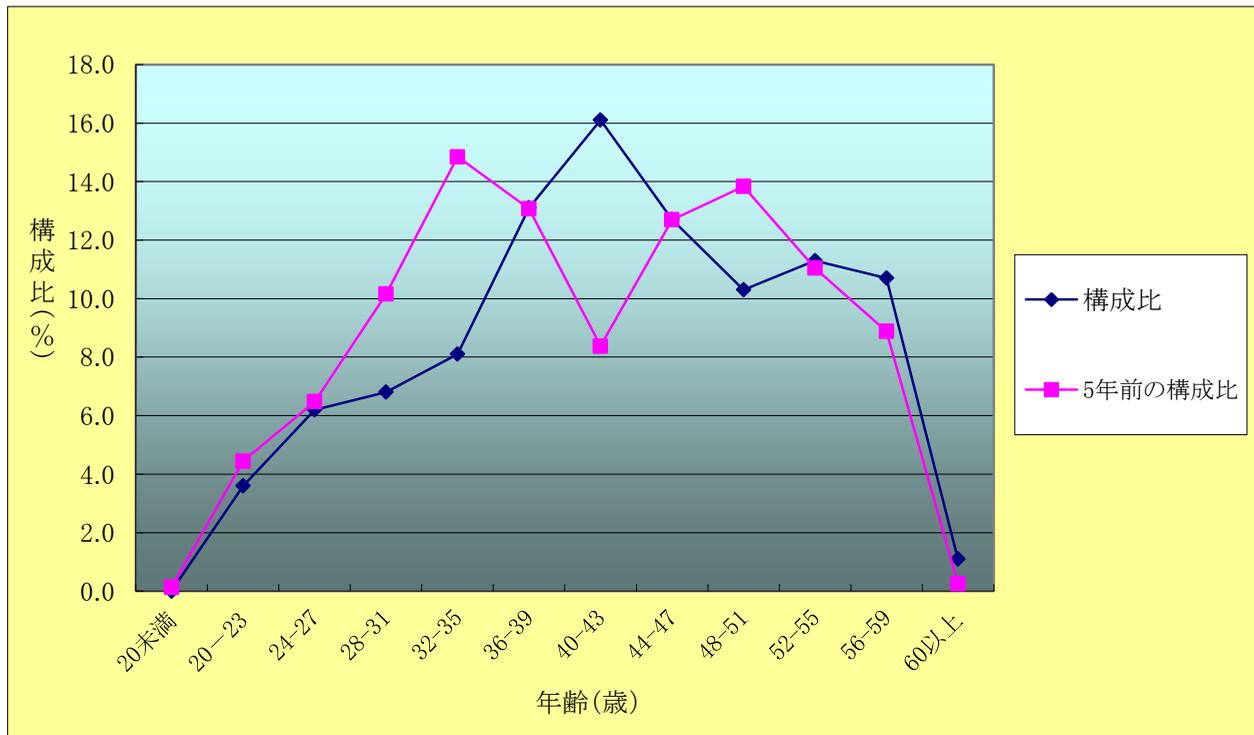
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政	議会・総務	90	92	△ 2	・退職者不補充 ・その他社会福祉施設の業務移管による減
		福祉	102	103	△ 1	
		その他	103	102	1	
	小 計	295	297	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.38人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数68.63人)	
	特 別 行 政	教育	88	88	0	・消防職員の一部事務組合への身分移管に伴う減
消防	0	71	△ 71			
小 計	383	456	△ 73	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.64人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数91.55人)		
公 営 企 業 等	病院	239	236	3	・退職者不補充 ・業務見直しによる減	
	水道・下水道	23	24	△ 1		
	その他	18	18	0		
小 計	280	278	2			
合 計	663 [693]	734 [805]	△ 71	<参考> 人口1万人当たり職員数 165.81人		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	24	41	45	54	87	107	84	68	75	71	7	663

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
一般行政	333	328	321	310	297	295	▲ 38 (▲ 11.4%)
教育	91	83	87	88	88	88	▲ 3 (▲ 3.3%)
消防	71	69	71	70	71	0	▲ 71 (▲ 100.0%)
普通会計計	495	480	479	468	456	383	▲ 112 (▲ 22.6%)
公営企業等会計計	294	285	288	282	278	280	▲ 14 (▲ 4.8%)
総合計	789	765	767	750	734	663	▲ 126 (▲ 16.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道(上水道)事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
24	619,374	-59,858	27,180	4.4	6.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費20,472千円を含みません

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
24	8	32,660	6,268	11,293	50,221	6,278

(参考) 団体平均 一人当たり給与費	千円
6,936	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収
宍粟市(水道事業)	46.7 歳	353,853 円	527,232 円
団 体 平 均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 1 基本給には、給料のほか扶養手当を含みます。
2 平均月収には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 団体平均は、簡易水道事業を含む、全国の市町村(政令指定都市を除く)です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市 (水 道 事 業)	団 体 平 均												
1人当たり平均支給額(24年度)	1人当たり平均支給額(24年度)												
1,411 千円	1,476 千円												
(24年度支給割合)	(24年度支給割合)												
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">期末手当</td> <td style="width: 50%;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.40)月分</td> <td>(0.65)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.40)月分	(0.65)月分	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">期末手当</td> <td style="width: 50%;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>— 月分</td> <td>— 月分</td> </tr> <tr> <td>(—)月分</td> <td>(—)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	— 月分	— 月分	(—)月分	(—)月分
期末手当	勤勉手当												
2.60 月分	1.35 月分												
(1.40)月分	(0.65)月分												
期末手当	勤勉手当												
— 月分	— 月分												
(—)月分	(—)月分												
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)												
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算:5・10%													

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(25年4月1日現在)

宍粟市(水道事業)			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 50歳以上で勤続20年以上 2%~20%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を2%加算			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	14,889 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
宍粟市	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当

支給実績(24年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険又は困難業務従事職員手当	水道部勤務職員等	水道事業緊急出動	0 千円	1日当たり600円

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	1,004 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	201 千円
支給実績(23年度決算)	2,244 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	449 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一 般 行 政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	(1)配偶者:13,000円 (2)扶養親族:6,500円 ※配偶者がいない場合 ・・・1人目:11,000円 ※16歳～23歳未満の扶養親 族には5,000円加算	同	—	1,548 千円	309,600 円 【支給者】 4人/8人
住居手当	(1)借家の場合 12,000円以上の家賃を払っ ている場合:家賃に応じ 27,000円を上限に支給。 (2)持ち家の場合 1,600円	同	—	586 千円	117,120 円 【支給者】 5人/8人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費	同	—	1,433 千円	204,686 円 【支給者】 7人/8人
	●自家用車等利用	同	—		
	1km未満	なし	—		
	1km～2km未満	2,300円	—		
	2km～5km未満	3,400円～ 5,600円	—		
	5km～10km未満	6,600円～ 10,600円	—		
	10km～15km未満	11,500円～ 15,100円	—		
	15km～20km未満	16,000円～ 19,600円	—		
	20km～25km未満	20,400円～ 23,600円	—		
	25km～30km未満	24,300円～ 27,100円	—		
	30km～35km未満	27,700円～ 30,100円	—		
	35km～40km未満	30,600円～ 32,600円	—		
	40km～45km未満	33,000円～ 34,600円	—		
	45km～50km未満	35,000円～ 36,600円	—		
	50km～55km未満	37,000円～ 38,600円	—		
55km～60km未満	39,000円～ 40,600円	—			
60km以上	400円/km 加算	—			
管理職手当	部 長 級:65,900円 次 長 級:56,100円 課 長 級:52,000円 副課長級:40,000円	異	職務区分、支 給額とも相違	1,728 千円	576,000 円 【支給者】 3人/8人